

次に掲げる規則をここに公布する。

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則

地方拠点都市地域の拠点地区内における県税の不均一課税に関する条例施行規則及び中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則を廃止する規則

平成 27 年 7 月 9 日

佐賀県知事 山 口 祥 義